

2026年度(令和8年度)から

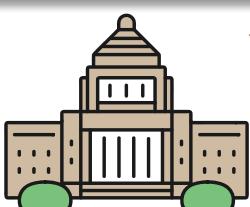
# 「子ども・子育て支援金」 が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を  
社会全体で支える仕組みです。

2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に  
上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国

支援金率は  
○%です



支援金を  
納める

国に代わって加入者の  
みなさまから支援金を  
集め、国に納めます

健康保険組合

事業主・被保険者



健保組合の保険料と  
あわせて支援金を納める

みなさんから集めた支援金は、  
健保組合で使うことはなく、  
国による少子化対策や子育て  
支援にのみ使われます。

詳しくは  
裏面へ

一般保険料  
+  
介護保険料  
(40歳以上の方)  
+  
子ども・子育て支援金

2026年(令和8年)  
4月分保険料=5月  
納付分から徴収します

## ＼子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？／

▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。

▶支援金の負担額は、  
月給(標準報酬月額) × 国が示す支援金率  
で決まります。

▶支援金率は2028年度(令和10年度)にかけて段階的に  
上がる見込みです。

- 2026年度(令和8年度) 0.3%程度
- 2028年度(令和10年度) 0.4%程度
  - ： 2028年度の負担が  
上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(2026年度)】

例 月給(標準報酬月額) 30万円、  
支援金率0.3%と仮定した場合の月額

$$30\text{万円} \times 0.3\% = 900\text{円}/\text{月}$$

事業主と被保険者で折半



事業主  
450円



被保険者  
450円

負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。

健康保険組合

# 「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

## ✧✧ 児童手当をより手厚く ✧✧

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の手当額(月額)	1.5万円	3万円

## ✧✧ 妊婦さんの経済的支援 ✧✧

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。  
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

### 妊娠時の支給

5万円



### 出産時の支給

5万円 × 子どもの人数  
(胎児)



## ✧✧ 育休手当の給付率UP ✧✧

一定の条件<sup>\*1</sup>を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り<sup>\*2</sup>で100%相当を受給できます。

男性の育休取得を促進!



\*1 お子さんの出生直後の一定期間に内に、両親がともに14日以上の育児休業を取得した場合

\*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

## ✧✧ 時短勤務時の収入減をカバー ✧✧

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



2026年(令和8年)4月から全国実施予定

## ✧✧ こども誰でも通園制度 ✧✧

利用の目的を問わず、お子さん(生後6か月~3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に10時間の範囲、1時間単位で利用可能

親が働いていなくても利用OK!



2026年(令和8年)10月開始予定

## ✧✧ 自営業・フリーランス等の方の育児期間中の国民年金保険料免除 ✧✧

休業するかどうかや所得に  
関係なく、お子さんが1歳  
になるまで国民年金保険  
料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略



©(株)サンライフ企画

不許複製 | 1629 ®